

平成28年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成28年 9月20日
 招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
 開会(開議) 平成28年 9月20日(火) 9時32分 宣告

会議録署名議員の氏名 2番 池田賢治 議員 3番 安部大助 議員

1. 出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	12番 米澤 壽重
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	13番 遠藤 義光
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	14番 池田 信博
5番 前田 芳樹	10番 石田 茂春	15番 福田 晃
6番 平田 文夫	11番 高宮 陽一	16番 安部 和子

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	農林水産課長 佐々木 千明
教 育 長 山本 和博	下水道上課長 田中 秀喜
総務課長 大庭 孝久	建設課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	大規模事業課長 河北 尚夫
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 中林 眞
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 長田 栄	五箇支所長 増原 和彦
保健課長 平田 芳春	都万支所長 春木 茂正
環境課長 藤川 芳人	企画財政課長補佐 石田 寛弥
観光課長 吉田 隆	総務課長補佐 野津 千秋
定住対策課長 鳥井 登	監査委員 大西 利明

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1. 傍聴者 4人

1. 町長提出議案の題目

議 第 74 号 平成 28 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)

議 第 75 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 76 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 77 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 78 号 平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算
(第 1 号)

議 第 79 号 平成 28 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 80 号 平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 81 号 平成 28 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 82 号 平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 1 号)

議 第 83 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例

議 第 84 号 隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例

議 第 85 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議 第 86 号 隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

議 第 87 号 隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

議 第 88 号 隠岐の島町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例

議 第 89 号 隠岐の島町都万高田会館設置及び管理条例を廃止する条例

議 第 90 号 町道路線の変更について

議 第 91 号 隠岐広域連合規約の一部を変更する規約

諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第 1 号 平成 27 年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 27 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 27 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 27 年度隠岐の島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 27 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 27 年度隠岐の島町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算に認定について
- 認定第 10 号 平成 27 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 27 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 27 年度隠岐の島町中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 27 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14 号 平成 27 年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議事の経過

○議長（高宮陽一）

ただ今から、平成 28 年第 3 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9 時 32 分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 2 番：池田賢治 議員、
3 番：安部大助 議員を指名します。

日 程 第 2. 会 期 決 定 の 件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 30 日までの 11 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声を確認)

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 30 日までの 11 日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、平成 28 年第 2 回定例会以降の議会に関する行事・会議等はお手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものを、ご報告を申し上げます。

まず、この間、岡山県真庭市議会、新潟県佐渡市議会、岩手県紫波町議会が行政視察に來られました。

視察内容は、まちづくり施策、総合戦略の取組み、定住促進、観光振興と多岐にわたりましたが、町長を始め、担当課のご協力により無事対応することができました。今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

8 月 4 日から 6 日にかけて、産業建設常任委員 6 名と農林水産課長、議会事務局長、そして私の計 9 名で高知県馬路村を視察いたしました。

ゆずを利用して村おこしを成功させた先進地ではありますが、今日に至る経緯、商品開発の努力等のお話を伺い、村の行政というより JA 馬路村の戦略や取組みに感服いたしました。

また、8 月 21 日から 24 日にかけて、総務教育民生常任委員 6 名と事務局の計 7 名が三重県いなべ市、四日市市をそれぞれ視察いたしました。

地域包括ケアシステムの取組み、住民組織による日常生活支援体制、元気づくりシステムの取組み等を調査をいたしました。それぞれ大変実りのある視察となりました。両委員会の視察につきましては、後日、委員長から報告があるものと思います。

8月15日には、恒例の隠岐の島町成人式が隠岐島文化会館で挙行政され、新成人107名の出席があり、お祝いをいたしました。隠岐の島町の将来を担う若者の今後の活躍に期待するところでございます。

8月22日から25日にかけて、国土交通大臣杯「第9回全国離島交流中学生野球大会」が開催され、全国の離島から23チームが参加して熱戦が繰り広げられました。

本町での開催は2回目となりますが、全国から約600名を超える選手、関係者の方々が来島されたと伺っております。

大会期間中は天候にも恵まれ、猛暑の中で選手たちは汗とホコリにまみれながら元気に戦っておりました。また、審判員やボランティアの皆様も大変な暑さの中、献身的にご尽力をいただき素晴らしい大会であったと思います。

続いて、去る6月定例会において議決されました委員会提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は事務局に保管してありますので、必要に応じてご覧いただきたいと思ひます。

最後に、9月15日の議会運営委員会までに2件の請願陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

また、議員派遣について、前回の定例会に諮ることのできなかつた派遣につき、別紙のとおりご報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終ります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

皆さんおはようございます。

平成28年第3回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

猛暑日の続きました夏も過ぎ去りました。少しずつ秋の訪れを感じさせてくれる今日この頃かと思ひます。議員の皆様には、益々ご壮健のご様子、何よりでございます。

本日は、平成28年第3回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたが、ご多忙の中にも関わりませずご出席をいただき誠にありがとうございます。本議会は、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに平成27年度決算認定案件等など34

件の諸議案をご提案させていただいております。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なお指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、6月に開催をいたしました「第2回議会定例会」以降の、主な事項につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、「夏季大阪ジェット便」の搭乗結果についてでございますが、ご報告を申し上げたいと思います。

ジェット機就航11年目を迎えました今年は、8月1日から8月31日までの1か月間、就航をしていただきました。

機材は、昨年同様165人乗りのボーイング737-800型機が就航し、1日1便の欠航もなく、安定して運航された1か月間となっております。

本年は、搭乗率75%を目標に掲げ、各関係者一丸となって取組んでまいりましたが、最終搭乗率は、75.2%と5年ぶりに目標を上回ることができました。

月末の台風接近の影響を受けまして、最終日若干予約数が減少はいたしました。最終搭乗者数は7,695名となり、昨年と比べますと268名の増となっております。

期間中、町民の皆様方を始め関係者の皆様方には、深いご理解ご協力を賜りましたが、ここにあらためて感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

次に、ポーランド共和国クロトシン市との友好都市協定に伴います、クロトシン市訪問につきまして、ご報告申し上げます。

去る6月6日に、本町におきましてクロトシン市との友好都市協定の調印式を行わせていただきましたが、クロトシン市サイドにおかれましては7月8日に記念式典が開催をされまして、本町からは、副町長と観光課長を派遣させていただきました。当日は、在ポーランド日本国大使を始め、大勢の関係者の皆様方のご臨席をいただき、厳かに挙行されたやに伺っております。

また、この日を記念し、「ポーランドオープン相撲選手権大会」が同会場で開催をされまして、近隣の諸外国選手も参加をされ、盛大に開催がされました。ここでも広く市民の皆さんに「隠岐の島町との友好協定」が結ばれたということのお披露目がございまして、今後の国際交流を内外に大きくアピールすることとなった旨に報告をいただいたところでございます。

なお、ポーランド共和国との国際交流は、本町が我が国におきまして第1号だったそうでございます。国の関係部署及び島根県から今後の展開に期待が寄せられております。8月か

らは隠岐支庁にポーランドからの国際交流員が1名配置もされたところでございます。

日本のこのような文化を愛するポーランドの国民の皆様方にとりまして、隠岐の文化はその中でも特別なものであるようでございます。特に今まで聞いた中では、こんなアットホームな島は他にはないと、このように表現をしていただいているところでございます。今後、島根県や島根経済同友会との連携を更に密にされまして、慎重に進めていただきたいと願うところでございます。

次に、「青少年の非行・被害防止」及び「社会を明るくする運動」メッセージの伝達式について、ご報告申し上げます。

7月4日、内閣府の「青少年の非行・被害防止メッセージ」及び法務省の「社会を明るくする運動メッセージ」の伝達式が役場ふれあいセンターで行われました。

隠岐の島警察署長から「青少年の非行・被害防止メッセージ」を、また、隠岐地区保護司会長から「社会を明るくする運動 内閣総理大臣メッセージ」をそれぞれ伝達していただいたところでございます。

本町といたしましても、青少年が、犯罪を犯さない、また、非行に陥らないよう、健全育成を地域社会で支えるなど関係団体と地域一体となり活動を進めてまいっていただきたいとこのように考えているところでございます。

次に、大相撲八角部屋の隠岐合宿について、ご報告申し上げます。

7月27日から31日までの間、第6回目となりますが大相撲八角部屋の隠岐合宿が今年も開催をされました。

本年も伊勢ノ海部屋との合同合宿となりまして、八角親方、伊勢ノ海親方及び隠岐の海関を始めとした郷土力士6名のほか、両部屋の力士など総勢43名の方々が来島いたしております。公開朝稽古に加え、恒例となりました「ちびっこ相撲教室」でありますとか地元力士を中心に保育所の訪問などが行われました。

また、ご案内のように八角親方が日本相撲協会理事長に就任されましたことから、歓迎会におきまして祝賀パーティーを併せて行わせていただき、大いに盛り上がりを見せていただいたところでございます。ご支援、ご協力いただきました町民の皆様方に、この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げたいと思います。

現在、大相撲九月場所が開催されておりますが、前頭筆頭で臨んでおります隠岐の海関、非常に良い成績を残しておりますが、郷土力士全員がこの隠岐合宿で培った英気によりまして、良い成績を挙げさせていただくものと確信をいたしておりますので、引き続き皆様方の応援

もよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、「国土交通大臣杯第9回全国離島交流中学生野球大会」について、ご報告申し上げます。国土交通大臣杯第9回全国離島交流中学生野球大会が、8月23日から25日にかけて、先ほど議長からもご報告ございましたが本町におきまして、全国の離島の代表23チームが参加をし、盛大に開催がなされたところでございます。

本町からは、西郷中学校、西郷南中学校、五箇中学校の3年生16名で編成をいたしました「隠岐の島あんやらず」によりまして、全国の離島の仲間達との交流、そして優勝を目指し、参加をさせていただいたところでございます。

初戦に、「宮古島アララガマボーイズ」チームと対戦をし善戦いたしましたが、残念ながら勝利することはできませんでした。

しかしながら、子ども達は、この大会で他の離島の選手たちとの交流を通じ、一人ひとりが全国の離島が持つ役割や人々が離島に住む意味を考え、ふるさとのありがたさを改めて感じ、将来の「隠岐の島町」を担う若者へと成長するものと感じているところでございます。

隠岐の島町の代表といたしまして力いっぱいプレーした選手の皆さん、2か月にわたり熱心に選手を指導していただきました平井監督、滝下、名越両コーチに対しまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

平成29年度の第10回全国離島交流中学生野球大会につきましては、沖縄県石垣市で開催されることが既に決定いたしておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

最後に、隠岐の島町教育委員会事業の点検・評価報告書について、ご報告を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書」につきまして、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様方への説明責任を果たしてまいりますため、外部評価委員の意見を添え議長へ提出させていただきます。

内容につきましては、常任委員会におきまして所管課から説明をさせていただきたいと思っております。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、6月の定例会以降、私が出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載をさせていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、「行政報告」を終らせていただきます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第74号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」から認定第14号「平成27年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの34件を一括して議題とします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました34件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 松田和久）

本日提案をさせていただきました諸議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議第74号「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」から議第82号「平成28年度布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)」までの9件の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、議第74号の「平成28年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は1億4,271万5,000円の追加でございます。補正後の予算額を157億7,665万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、新庁舎建設関係の調査費用、清掃センターの機器更新費用、町道・林道の災害復旧費に要する経費を補正計上いたしております。

これらの財源につきましては、県補助金、地方債等の特定財源のほか、繰越金を計上させていただいております。

さらに、普通交付税及び臨時財政対策債が確定いたしておりますので、併せて補正をさせていただきます。

また、「第2表地方債補正」のとおり歳入歳出の補正に伴いまして、限度額の変更も行っております。

次に、議第75号の「平成28年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)」についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正額は2,861万9,000円の追加でございます。補正後の予算額は23億5,151万9,000円でございます。

補正の主な内容は、人事異動に伴います人件費と国保の広域化に伴いますシステム改修費及び前年度療養給付費等に係る国庫補助金の精算によりまして償還金が発生をいたしましたのでこれを増額させていただくものでございます。

この財源につきましては、国庫補助金、前年度繰越金及び一般会計繰入金を充当させていただくものであります。

次に、議第 76 号の「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 87 万 8,000 円の減額でございます、補正後の予算額を 9,172 万 2,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事異動に伴います人件費の減額でございます。

財源につきましては、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議第 77 号の「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 36 万 4,000 円の追加でございます。補正後の予算額は 1 億 4,776 万 4,000 円でございます。

補正の主な内容は、これも人事異動に伴います人件費の減額でございます、代診医師派遣費及び一般事務費を増額いたします。

この財源につきましては、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、議第 78 号の「平成 28 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 57 万 1,000 円の追加でございます、補正後の予算額を 1 億 4,467 万 1,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、これも人事異動に伴います人件費の減額及び修理不能となった医療機器の更新費並びに保守費用を補正計上するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金でございます。

次に、議第 79 号の「平成 28 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 288 万 9,000 円の追加でございます、補正後の予算額は 7 億 948 万 9,000 円でございます。

補正の主な内容は、これも人事異動に伴います人件費、都万目浄水場水道管移設工事費及び釜地区連絡管整備事業の工事費を増額し、福浦浄水場改良事業費の委託料を減額するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金でございます。

次に、議第 80 号の「平成 28 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 1 億 8,152 万 2,000 円の減額でございます。補正後の予算額を 19 億 9,047 万 8,000 円でございます。

補正の主な内容は、これも人事異動に伴います人件費及び国庫補助金内示に伴い工事費等を減額し、大久処理場用地購入費を増額させていただくものでございます。

この財源につきましては、国庫補助金、一般会計繰入金及び地方債でございます。

また、「第 2 表地方債補正」のとおり歳入歳出予算の補正に伴いまして、限度額の変更も行わせていただきます。

次に、議第 81 号の「平成 28 年度隠岐の島町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 193 万 6,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 4,573 万 6,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、西町旧老人会館前駐車場フェンスの改修に要する経費を計上するものでございます。

この財源につきましては、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議第 82 号の「平成 28 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号）」についてでございますが、歳入歳出予算の補正額は 13 万 7,000 円の追加でございます。補正後の予算額を 3,603 万 7,000 円とするものでございます。

補正の主な内容は、維持陽圧人工呼吸器のリース料を補正計上するものでございます。

この財源につきましては、一般会計繰入金を減額をし、前年度繰越金を増額するものでございます。

続きまして、議第 83 号から議第 89 号までの 7 件につきましては、条例の一部改正、条例の全部改正及び条例の廃止に関する議案でございます。

まず、議第 83 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」についてご説明をさせていただきます。

「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例の設定を設ける必要がございましたため、本条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 84 号の「隠岐の島町税等の徴収一元化に関する条例の一部を改正する条例」についてでございますが、「隠岐の島町税条例」の一部改正に伴いまして、軽自動車税のうち徴

収一元化をする種別割を規定する必要が生じたため、本条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 85 号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてでございますが、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の一部が改正され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る課税の特例規定を設ける必要が生じたため、本条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 86 号の「隠岐の島町地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例」についてですが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、保育の受け皿不足に対処するため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士の配置につきまして、特例で 1 名は保育士に代わって保育士と同等の知識及び経験者を有する者の配置で可とすることや、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士とみなす特例を設ける等、国の基準に沿って本条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 87 号の「隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてでございますが、学校教育法の改正に伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正をされ、学校区分に「義務教育学校」が追加されましたため、国の基準に沿いまして本条例の一部改正させていただくものでございます。

次に、議第 88 号の「隠岐の島町定住促進空き家活用住宅の管理運営に関する条例」についてでございますが、空き家を町が借り受ける際の賃貸借の考え方等につきまして整理をし、適正な管理運営を行うため、本条例の全部を改正させていただくものでございます。

次に、議第 89 号「隠岐の島町都万高田会館設置及び管理条例を廃止する条例」についてでございますが、老朽化が著しい同施設を解体し、撤去し、新たに公営住宅黒田団地を整備させていただきますため、同施設の設置及び管理条例を廃止させていただくものでございます。

次に、議第 90 号の「町道路線の変更について」ご説明を申し上げます。

今回変更する路線でございます。郡 47 号線、西郷 11 号線につきましては、道路改良工事等に伴いまして区域変更を行うものでございます。

次に、議第 91 号の「隠岐広域連合規約の一部を変更する規約」についてでございますが、隠岐広域連合所有をいたしておりますレインボープラザに係る各町村の運営負担金を、ホテル利用者でありますとか、あるいは妊産婦用の部屋の利用頻度に合わせてこれを変更させて

いただくものであります。

次に、諮問第2号と諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員10名のうち、竹林行政氏及び前原栄子氏が本年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き竹林行政氏を、また、新たに吉山郁代氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、認定第1号の「平成27年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第14号「平成27年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの認定案件14件は、地方自治法第233条第3項の規定により、決算書の調製を終え、監査委員の審査が既に終了いたしておりますので、同項の規定に基づき監査委員の意見書をつけ議会の認定に付するものでございます。

また、財政健全化法によりまして、決算の認定にあたり健全化判断比率とその関係書類についても監査委員の審査に付し、同法第3条の規定により監査委員の意見書をつけて当該比率を議会に報告させていただくものでございます。

まず、一般会計決算の概要でございますが、歳入総額は147億4,582万2,938円、歳出総額は145億6,443万9,664円の決算となり、歳入歳出の差額であります形式収支額は1億8,138万3,274円の黒字となっております。次年度への繰越財源の控除をいたしました実質収支額は1億7,755万円余の黒字となったところでございます。

各特別会計についてでございますが、厳しい財政運営に変わりはありませんが、一般会計からの繰入金などで収入を確保し、黒字決算となったところでございます。

続きまして、平成27年度普通会計決算における財政状況の概要でございますが、財政の弾力性を示す経常収支比率は前年度より0.5ポイント改善し87.1%となりました。このうち公債費の比率も31.4%から30.4%と改善をされたところでございます。

また、地方債の残高につきましては、発行額を抑制してまいりました効果から前年度比で11億2,332万円程度減額になり、221億7,354万円余りとなったところでございます。

基金の残高でございますが、前年度比で6億3,240万円余り増額をし、56億2,681万円の残高となっております。

次に、財政健全化法に基づきます判断比率でございますが、この判断比率には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の4つの指標がございます。

このうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の2つの比率につきましては、本町は、全会計で黒字決算でございますので、算定の対象外となっております。

実質公債費比率につきましては、3か年平均で表す指数が前年度の15.0%から14.1%へと0.9ポイント改善されております。

将来負担比率につきましては、基準数値350%に対し、本町の比率は87.8%でございます。昨年より3.6ポイント改善がなされております。これは、地方債残高の減額はもとより、充当可能基金残高の増額も一つの要因でございます。

また、公営企業におけます資金不足比率につきましては、本町の対象事業は上水道事業がございますが、資金不足になっておりませんことから対象外でありますので、併せてご報告を申し上げます。

これら決算の概要につきましては、歳入歳出決算書を始め、配付いたしました決算関係書類をご覧くださいようお願いを申し上げ、説明の方は省略させていただきますのでご了承をお願いいたします。

以上、34件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒慎重ご審議をいただき適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高宮陽一）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 7. 決 算 審 査 報 告

「決算審査報告」を行います。

監査委員に、審査及び監査の報告を求めます。

番外：大西代表監査委員

○番外（代表監査委員 大西利明）

監査報告をいたします。

平成27年度決算審査及び平成28年度定期監査報告をいたします。

実施期間でございますが、平成28年8月18日から8月29日の5日間実施いたしました。

審査及び監査対象会計件数であります。一般会計が1件、特別会計が12件でございます。

審査及び監査の状況でございますが、決算審査につきましては、平成27年度歳入歳出決算書・同付属書類・財産に関する調書等、その他関係調書に基づいて、計数に誤りはないか、予算の執行は適正になされているかを、事務事業の実施状況を聴取する等の方法で実施いた

しました。

監査につきましては、現金出納検査及び事務執行適否監査を担当者から状況説明を受けながら実施いたしました。

審査及び監査の結果でございますが、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、同付属書類の計数はそれぞれに正確に処理されており誤りがなかったことを認めました。

監査においては、出納検査の結果、歳計現金・歳計外現金・基金及び有価証券等について、正確に処理及び整理されていたことについて認めました。

財政状況及び審査意見についてであります。一般会計では予算額 149 億 4,576 万 5,000 円に対し、収入済額は 147 億 4,582 万 2,938 円で収入率は 98.7%となっております。

また、支出済額は 145 億 6,443 万 9,664 円で執行率は 97.4%となっており、決算の結果は 1 億 8,138 万 3,274 円の剰余を生じております。

特別会計 12 件につきましては、それぞれ黒字決算で会計年度を終えております。

意見といたしましては、予算の執行については、一般会計のみでなく各特別会計においても徹底した経費節減を図るとともに、財源の確保と効果のある事務事業の執行をお願い申し上げておきたいと思っております。

課題についてでございますが、毎年度申し上げますが町税並びに法令等に基づく分担金負担金及び使用料手数料等の滞納処理について、今年度は現年分を主体として徴収業務に努めていることについては評価するものではありませんが、滞納額は年々増加傾向にあり過年度分についても徴収業務に努力するよう望むものであります。

不納欠損処理についてでございますが、法的根拠に基づき適正な処理を行うよう、また不公平を生じないよう努めていただきたい。

以上、平成 27 年度各会計決算審査及び平成 28 年度定期監査の報告といたします。

続きまして、平成 27 年度上水道事業会計決算審査について報告をいたします。

審査日は、平成 28 年 7 月 5 日の 1 日実施をいたしました。

審査対象は、決算書・決算付属書類・関係諸帳簿類の計数及び内容でございます。

審査報告として、決算書その他関係諸表の計数は正確に処理されておりました。また、予算の執行についても適正であったことを認めました。

審査意見として、決算審査を通じて上水道事業経営について意見を申し述べます。

本企業は、常に収益の向上に努め経費の節減、施設の管理運営に一層の努力と安定した経

営を行うことを望むものであります。

営業収支についてであります。収益的収入関係では、給水収益は前年に比し 670 万円余りの減と、営業外収益は 143 万 6,000 円余りの増となっております。

収益的支出では、営業外費用が 580 万円余りの減及び特別損失は 317 万円余りの減となっております。

今年度の純利益は 3,370 万 4,080 円となり、当年度未処分利益剰余金は 1 億 2,878 万 5,511 円で年度を終えています。

課題といたしましては、一般会計と同様、水道料の未収金の徴収業務については、本庁の納税推進係と連携を図り努力をしていることについて評価するものであります。今後とも一層の徴収業務に努めていただきたい。

予算の執行にあたっては、より効果的に、また、経費削減に努めていただきたいと思えます。

以上、平成 27 年度上水道事業会計決算審査の報告といたします。

○議長（高宮陽一）

以上で、「決算審査報告」を終ります。

ただ今から、10時30分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時19分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時30分 ）

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時30分 ）

（ 全員協議会開会宣告 10時30分 ）

○議長（高宮陽一）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時06分 ）

日 程 第 8. 休 会 に つ い て

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日9月21日は、特別委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、その様に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

次の本会議は、9月23日に開き、一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 11時07分)

以 下 余 白